# オーストラリア 一時活動ビザ サブクラス変更について 2016年11月19日改正

2017年3月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

シドニー事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

# 本書の利用についての注意・免責事項

本書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)シドニー事務所が FCB Smart Visa Solutions Pty Ltd (移住手続代行業者登録番号(MARN): 0959622)、AOM Visa Consulting に作成委託 した 2016 年 1 月発行の就労ビザガイドブックの補足資料となります。本書は、2017 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。本書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロ、FCB Smart Visa Solutions Pty Ltd および AOM Visa Consulting は、本書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロ、FCB Smart Visa Solutions Pty Ltd および AOM Visa Consulting が係る 損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先:

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ビジネス展開支援部 ビジネス展開支援課

E-mail: BDA @jetro.go.jp

ジェトロ・シドニー事務所

E-mail: SYD@jetro.go.jp



## オーストラリア 一時活動ビザ サブクラス変更について

2016年11月19日付で、ビザ種類を簡素化する目的で、400番台のサブクラスが大幅変更となりました。主な変更事項は「サブクラス番号変更」であり、大半のサブクラスが改正以前の要件を準用可能な為、詳細の概要は「オーストラリアの就労ビザ取得ガイド 改定版(2016年1月)」をご参照ください。

#### < 主な改正点 >

#### 1) ビザサブクラスの変更

以下のビザサブクラスが終了し、新しいビザサブクラスへ集約されました。

- Subclass 401 Temporary Work (Long Stay Activity) visa
- Subclass 402 Training and Research visa
- Subclass 416 Special Program visa
- Subclass 420 Temporary Work (Entertainment) visa
- Subclass 488 Superyacht Crew visa

新しいビザサブクラス

- Subclass 400 Temporary Work (Short Stay Specialist) visa\*
- Subclass 403 Temporary Work (International Relations) visa
- Subclass 407 Training visa
- Subclass 408 Temporary Activity visa.

★サブクラス 400 は以前の 400 の目的内容が変更となり、一部別のサブクラスになりました。

詳細はオーストラリア移民省サイト上 ダイアグラム をご参照ください。

以下は特に日系企業が多く利用するサブクラスの変更内容です。

研修ビザ  $402 \Rightarrow 407$ 

一時就労ビザ  $400 \Rightarrow 400$  但し、スポーツなどの選手として大会へ参加  $\Rightarrow 408$ 

研究ビザなど 402 ⇒ 408

## 2) すべてオンライン申請

申請はすべてオンライン申請となります。 403 のみ郵送申請でも可能です。

#### 3) スポンサーシップについて

大きな変更として、今までは、ビザサブクラスごとに別々のスポンサーシップが必要でしたが、今後は、スポンサーシップは 407 または、408 の 2 種類となりましたので、目的が異なる活動でも、共通のスポンサーシップが存在することになります。研修ビザが 407 となり、それ以外はすべて 408 に集約されました。また、403 はスポンサーシップ不要です。

スポンサーシップの有無については、なるべくビザ申請をシンプルにするために以下のよう に変更となりました。

#### <オーストラリア国外から申請の場合 (日本からなど)>

- ・オーストラリア滞在期間 3カ月以内 = スポンサーシップ不要
- ・オーストラリア滞在期間 3カ月以上 = スポンサーシップ必要

### <オーストラリア国内からの申請の場合>

オーストラリア滞在期間がどの期間であってもスポンサーシップが必要。 スポンサーシップ有効期限は407、408ともに5年間となります。

#### 2016年11月19日以前に許可されたスポンサーシップについて

既に法改正前に許可されたスポンサーシップで有効期限中のものについては利用可能ですが、移行期間に準じ、書面の有効期限にかかわらず、すべて 2017 年 5 月 18 日までの有効となります(3 年とはなりません)。 2017 年 5 月 18 日以降は新たに 407、408 のスポンサーシップ取得が必要です。

## 4) ノミネーションについて

407 Training Visa (今までの 402 Occupational Trainee stream) はスポンサーが Commonwealth Agency でない限り、ノミネーションは必須です。

408 Temporary Activity visa はノミネーション不要です。